

介護保険

介護保険料(暫定保険料)

納入通知書を送付

4月中旬、65歳以上の方に、介護保険料(暫定保険料)の納入通知書を送付します。今回は、令和2年度の介護保険料率・所得段階をもとに仮算出した保険料額を記載しています。

▽普通徴収(納付書や口座振替などでの納付)の方
4・5・6月の保険料額

▽特別徴収(年金からの支払い)の方
4・6・8月の保険料額

▽6月に特別徴収開始の方
普通徴収分で4・5月

介護保険料の減免制度

次のような場合には、介護保険料が減免される場合があります。

- ▽災害により住宅などに著しい損害を受けた場合
- ▽生計中心者の所得が前年の2分の1以下で市民税非課税と見込まれる場合
- ▽市民税非課税世帯で、世帯の年間収入(医療費などを控除した額)が1人世帯150万円(世帯人員が1人世帯)以下で、預貯金や土地・家屋の資産が一定の要件を満たす場合(7月中旬に通知する保険料の段階が第1段階の方を除く)
- ▽刑務所などに拘禁された場合

原則、減免期間は、申請した月からとなりますので、早めにご相談ください。

▽区役所地域福祉課(☎ FAX 区1ページ)

消費生活

住宅用火災警報器の訪問販売にご注意



相談事例

火災警報器の点検に来たという業者に火災警報器の交換が必要だと言われ、取り付け費用10万円を支払ってしまったがキャンセルしたい。

消防法により、平成18年6月1日から全ての家庭に住宅用火災警報器の設置が

義務付けられました。ただし、点検は個人で簡単にできますので、専門の業者による点検を受ける必要はありません。

おかしいと感じたときは契約せず、はっきりと断りましょう。

訪問販売により契約した場合は、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができますので、契約書や領収書などを保管

し、早急に消費生活センターにご相談ください。

なお、警報器の取扱説明書には点検・お手入れの方法、警報が鳴った時の止め方などが記載されています。取扱説明書をよく読み、定期的な警報器の点検・お手入れを行いましょ。

また、警報器の本体寿命は煙式・熱式の別に関わらず10年が目安となるため、設置時期を取扱説明書や警報器本体に記入し、寿命がきたものは交換しましょう。

▽消費生活センター(☎ 221・7146 FAX 221・2796)

今月の相談 無料

祝休日は休み(無休以外)
☎ 電話相談可

消費生活相談	月～金 9:00～17:00 消費生活センター ☎221-7146 FAX221-2796
DV電話相談	月～金(祝休日除く)9:00～17:30 配偶者暴力相談支援センター専用ダイヤル ☎228-3943 上記以外の時間 夜間・休日DV電話相談専用ダイヤル ☎280-2526
こころの電話相談	月～金 9:00～12:00 12:45～17:00 こころの健康センター ☎243-5500 FAX241-0005
40歳以上の方のひきこもり相談	月～金 10:00～12:00 こころの健康センター ☎241-0880 FAX241-0005
49歳以下のひきこもり・不登校・ニート・非行・就労サポート相談	月～金 9:00～17:30 ユーササポートセンター ☎248-2518 FAX248-0723
発達障害相談	月～金・第2土(初回者) 9:00～17:30 発達障害者支援センター ☎275-8506 FAX275-8507
自死遺族の方の相談	月～金 9:00～17:30 こころの健康センター ☎245-9192 FAX241-0005
犯罪被害者等支援総合相談	月～金 9:00～17:30 市民協働課 ☎228-7405 FAX228-0371
人権相談(LGBTなど多様な性の相談を含む)	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 人権相談ダイヤル ☎228-7364 FAX228-8070
男女共同参画センター相談	火～日 9:00～17:15 男女共同参画センター相談専用ダイヤル ☎224-8888
カウンセラーによる女性悩み相談	火曜日 10:00～13:00 14:00～16:00(6・20日は18:00～20:00) / 第1・2・3金 17:00～20:00 男女共同参画交流の広場 ☎236-8266 FAX236-8277
カウンセラーによる男性悩み相談	第1・3木 18:00～21:00 / 第4土 14:00～17:00
人権ふれあいセンターの相談	総合生活相談 火～日・29日(祝日)も実施 9:00～17:30 人権相談 ☎245-2530 FAX245-2535 無料弁護士相談 13・24日・5月11日 13:00～15:00
堺市社会福祉協議会の相談	ボランティア 高齢者・障害者の生活 月～金 9:00～17:30 堺市社会福祉協議会区事務所(☎FAX区1ページ)
	日常生活自立支援 月～金 9:00～17:30 自立支援係 ☎232-7771
NPO相談	貸付相談 月～金 9:00～17:30 福祉資金係 ☎222-7666
	月～金 9:00～17:30 / 土 10:00～17:00 市民活動コーナー ☎228-8348 FAX228-8352
住宅専門家相談 (2～16日に要予約)	宅地建物取引士(活用) 21日 13:30～16:15 ☎228-8215 FAX228-8034
	司法書士(相続) 弁護士(法律) 22日 13:30～16:15

堺市 相談窓口

区役所の相談・法律相談などは区2ページ

教育・いじめの相談 子ども電話教育相談「こころホーン」	☎ 無休	24時間 専用電話 ☎270-5561
子育て相談	区役所の相談	月～金 10:00～15:00 認定子ども園・保育所(園)
12歳以下の子育て・発達相談		月～金 10:00～17:00 さかいこひびろ ☎275-7601 FAX275-7609
不妊カウンセラーによる不妊症・不育症相談	19日までに要予約	22日 13:00～16:00 團團市役所保健センター(☎FAX区1ページ)
ひとり親家庭の父母や寡婦のための相談	弁護士法律相談(前日までに要予約) FP家計相談(前日までに要予約)	2・14・15日 14:00～16:30 母子家庭等就業・自立支援センター ☎224-7766 FAX224-7773 4・8・12・18・23日(相談時間は日によって異なる)
里親相談		月～金 9:00～17:30 子ども相談所 ☎245-9197 FAX241-0088
外国人のための生活相談(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ネパール語)		月～金 9:00～12:00 13:00～16:00(言語により異なる) 国際交流プラザ ☎228-7499 FAX340-1091
行政書士による帰化・入管相談		21日 14:00～17:00 国際交流プラザ ☎228-7499 FAX340-1091
中国帰国者の相談室		いずれも13:30～16:00 第2火 新金岡市民センター1階 第2木 南区役所企画総務課 第1・3金 泉ヶ丘市民センター1階 生活環境管理課 ☎228-7412 FAX228-7853
労働相談	解雇・賃金未払いトラブル 区役所の相談	月～金 10:30～17:00 雇用推進課 ☎228-7404 FAX228-8816 サンスクエア堺(雇用推進課へ要予約)
	社会保険労務士による相談	10日 13:00～18:00 サンスクエア堺(要予約) 予約専用電話 堺労務事務所 ☎223-8033
サンスクエア堺での健康相談		中止 堺市医師会事務局 ☎221-2330 FAX223-9609
就労相談(求人情報の提供・就職活動のサポート・職業適性診断)	区役所の相談 オンライン相談可	月～金 9:00～17:15 ジョブシップさかい ☎0120-010908 FAX244-3771 火 13:00～16:00 サンスクエア堺 ☎222-3561 FAX222-8522(職業適性診断除く)
15～39歳の方と女性の就労相談	①個別相談(予約優先) ②オンライン就職相談 ③堺ハローワークコーナー(職業紹介)	火～土 10:00～19:00 さかいJOBステーション①②③ 月～金 9:00～17:00 JOBステーション南サテライト① ☎243-4605
生活・仕事相談	区役所の相談	月～金 9:00～17:30 すてっぷ・堺 ☎225-5659 FAX222-0202